

介護保険制度に関するお知らせ

☎高齢福祉課 (☎826-1111 内線2463)

介護保険料は、市の介護保険を運営するための大切な財源になります。介護サービスが十分に整えられるよう、そして介護が必要となったときに誰もがサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

令和3年度の介護保険料

特別徴収の方には「年金からの引き落としのお知らせ」を、
普通徴収の方には「納入通知書」を、7月中旬に発送します。

所得段階	対象者		保険料(年額)		
第1段階	本人が 市県民税非課税	世帯全員が 市県民税非課税	高齢福祉年金受給者、生活保護受給者		
第2段階			本人の前年の合計所得と課税対象となる年金収入の合計が	80万円以下の方	13,900円
第3段階			同じ世帯に市県民税が課税されている方がいる	80万円超120万円以下の方	34,800円
第4段階				120万円超の方	48,700円
第5段階				80万円以下の方	62,600円
第6段階	本人が 市県民税課税	前年の合計所得が	第4段階以外の方	69,600円	
第7段階			120万円未満の方	80,000円	
第8段階			120万円以上210万円未満の方	87,000円	
第9段階			210万円以上320万円未満の方	104,400円	
第10段階			320万円以上400万円未満の方	111,300円	
第11段階			400万円以上500万円未満の方	118,300円	
第12段階			500万円以上600万円未満の方	125,200円	
第13段階			600万円以上700万円未満の方	132,200円	
			700万円以上の方	139,200円	

介護保険料の納め方

◆特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方は、年金から差し引きとなります。保険料が年金支給額の2分の1を超える場合や、65歳になったばかりの方などは、特別徴収になりません。

◆普通徴収

特別徴収の対象でない方は、市から送付される納付書により納めていただきます。納期限内に指定の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所、各支所・出張所で納付してください。

◆納期限

1期	令和3年8月2日	5期	令和3年11月30日
2期	令和3年8月31日	6期	令和3年12月27日
3期	令和3年9月30日	7期	令和4年1月31日
4期	令和3年11月1日	8期	令和4年2月28日

特別な事情なく介護保険料を一定期間滞納すると、保険給付の制限を受けることがあります。

納付についての相談は納税課(☎内線2333)で随時受け付けますので、早めにご連絡ください。

保険料の減免

災害などの特別な事情で保険料を納めることができないときは、免除または減額(減免)の措置を受けられる場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・給与収入などが前年より10分の3以上減少した世帯に対して、保険料を減免する特例制度があります。

令和3年8月からの変更点

●高額介護サービス費などの区分が「現役並み所得者」であった方は、区分が細分化し、上限額が下の表のとおり変わります。

現行区分	8月からの利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
現役並み所得者	課税所得690万円以上	140,100円
	課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
	課税所得145万円以上380万円未満	44,400円

●施設利用の際の食費・居住費などの対象者の段階と、施設サービスの食費の負担限度額が下の表のとおり変わります。

段階	対象	負担限度額(1日分)
第2段階	本人および世帯全員が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が	80万円以下 短期入所: 600円
第3段階①	80万円超120万円以下	短期入所: 1,000円
第3段階②		120万円超 施設: 1,360円 短期入所: 1,300円